

◆ 退職給付金制度改正 ◆

共済契約者・加入者のニーズ（平成27年度実施アンケートより）

- ・退職金制度があるという安心感 ⇒ 退職後（老後）の生活設計の役に立つため必要
- ・掛金累計額以上の給付受取期間の短期化 ⇒ 給付額の改善
- ・短期加入者の給付額の増額 ⇒ 支給率の見直し
- ・制度の利便性の向上 ⇒ 掛金区分（通常・2倍）変更を可能にする
- ・退職給付金制度の安定 ⇒ 将来にわたり確実に給付できるような安定運用

【検討課題】

◆ 公平性・利便性と安定性の確保

- ・掛金累計額（事業主分＋会員分）以上の給付受取期間の短期化
- ・利便性の高い制度
- ・永続的に維持できる安定した退職給付金制度

< 検討課題での比較表 >

課 題		< 現行制度 > 退職時認定給与×支給率	< 新 制 度 > 掛金累計額(事業主分+会員分)×新支給率
①	掛金累計額受取期間 (掛金総額 = 事業主分 + 会員分)	・約11年から15年 *一律ではない	・(案) 10年 *一律
②	加入期間中の掛金区分の変更 ・通常掛金・・・全会員加入可 ・2倍掛金・・・福祉医療機構3倍掛金対象者	・不 可	・可 能 *ただし、2倍掛金加入条件については今後検討
③	昇給限度率（H28年度4%、H29年度6%） ・認定標準給与＝前年度認定標準給与×当年度昇給限度率	・設定している	・設定しない
④	退職時の標準給与を退職給付金計算の基礎としているための不具合	・雇用形態により、継続加入した方が退職給付金が減るケースがある。 *一旦退職し再加入する等の検討が必要となる	・掛金累計額が退職給付金計算基礎となるため、雇用形態が変わっても、継続加入した方が有利となる。 *一旦退職し再加入する等の検討が必要がない